平成２３年（フ）第４２９号
岡山県倉敷市児島小川４丁目８番135号
債務者　田中希己江
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３０９２号
東京都板橋区蓮根３丁目４―13―102
債務者　池田　友彦
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３０９３号
東京都調布市東つつじケ丘１丁目８―18―202
債務者　反町　雅也
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１５１号
東京都渋谷区恵比寿２丁目７―13―402
債務者　小林　清美
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１５４号
東京都町田市相原町1779―４
債務者　種村　　修
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２６１号
千葉県市川市須和田２丁目31―８
債務者　中村　直弘
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２６３号
東京都江戸川区南葛西７丁目５―15―102
レジデンスＳＵＧＡ　Ａ
債務者　友野　洋平
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２６４号
東京都東村山市栄町１丁目５―４―905
債務者　渡邊三千世
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２６５号
東京都練馬区田柄４丁目42―21―102
債務者　伊藤　静麻
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２６６号
東京都練馬区羽沢３丁目40―15　メゾン羽沢Ｄ－３
債務者　高橋　麻美
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２６７号
埼玉県所沢市けやき台１丁目31－５―207
債務者　辻　美智子（旧姓矢島）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２６８号
埼玉県川口市上青木５丁目６―16―107
債務者　丹羽　香織（旧姓村山・山川）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２６９号
神奈川県横浜市泉区弥生台33―１―332
債務者　渡辺まいこ（旧姓新田）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２７０号
千葉県香取市篠原イ658―１
債務者　黒田　弘美
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２７９号
東京都目黒区洗足２丁目24―11―302
債務者　奥村　真弓
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部